平成15年2月17日 上社会第5103 -23号指令認可平成16年2月26日 上社会第 11102 号受 理平成17年1月28日 上社会第 1 9 4 3 号受 理平成18年5月8日 上保社第 4 0 5 号指令認可平成19年3月22日 上保社第 3 1 5 8 号指令認可平成27年4月13日 上保社第 3 3 1 号受 理平成29年1月23日 上保社第 4 1 8 1 号指令認可平成30年10月30日 上保社第 326-6 号指令認可令和2年10月2日 上保社第 278-8 号指令認可令和7年1月28日 上保社第 8 3 9 5 号受 理

社会福祉法人大悲会

定款

第 1 章 総 則

(目 的)

- 第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。
 - (1) 第一種社会福祉事業
 - (ア)特別養護老人ホーム あそか苑の設置経営
 - (2) 第二種社会福祉事業
 - (ア) 保育所 くるみ保育園の設置経営
 - (イ) 老人デイサービス事業(在宅老人デイ・サービスセンターあそ か苑)
 - (ウ) 老人短期入所事業(特別養護老人ホームあそか苑)
 - (工) 認知症対応型老人共同生活介護事業

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人大悲会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を北海道上川郡比布町東町2丁目5番2号に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議 員選任・解任委員会において行う。
 - 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計 4名で構成する。
 - 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員 会の運営についての細則は、理事会において定める。
 - 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに 関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、 退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員の報酬等については、勤務実態に即して支給することとし、評

議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 評議員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会において定める。

第 3 章 評 議 員 会

(構 成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権 限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後に3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

- 第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
 - 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

- 第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く 評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を 有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなけ ればならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者に第1項の 決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定 める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多 い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
 - 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決 に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により 同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成 する。
 - 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二 名がこれに記名押印する。
- 第 4 章 役員及び職員

(役員の定数)

- 第15条 この法人には、次の役員を置く。
 - (1) 理 事 6名以上8名以内
 - (2) 監事2名
 - 2 理事のうち一名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち一名を常務理事とする。常務理事は、理事長 を補佐し、理事長の命を受けて法人の業務を処理する。

4 前項の常務理事を持って同法第45条の16の第2項第2号の業務 執行理事とする。

(役員の選任)

- 第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
 - 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
 - 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、 その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、 この法人の業務を分担執行する。
 - 3 理事長及び常務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理 事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
 - 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の 業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第19条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終 のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
 - 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

- 第21条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員 の地位にあることのみによっては、支給しない。
 - 2 役員には費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会において定める。

(職 員)

- 第22条 この法人に、職員若干名を置く。
 - 2 この法人の設置経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
 - 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。
- 第 5 章 理 事 会

(構 成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

- 第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定める ものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

- 第25条 理事会は、理事長が招集する。
 - 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事 の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業 用財産の三種とする。
- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
- (1) 北海道上川郡比布町東町2丁目487番地の24(7,684.31平 方メートル)同487番地の231(5,023.72平方メートル)所 在の特別養護老人ホームあそか苑及び在宅老人デイ・サービスセンターあ そか苑及び居宅介護支援事業所あそか苑の敷地 2筆(計12,708.03平方メートル)
- (2) 北海道上川郡比布町東町2丁目487番地の231・同番地24所在の 鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板ぶき陸屋根平屋建特別養護老人ホーム あそか苑及び居宅介護支援事業所あそか苑苑舎 1棟(1階2,479.71平方メートルの内2,134.32平方メー トル)
- (3) 北海道上川郡比布町東町2丁目487番地の231・同番地24所在の 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋・一部二階建在宅老人デイ・サービスセンタ ーあそか苑苑舎 1棟(1階2,479.71平方メートルの内345.39平方メートル・ 2階48.6平方メートルの合計393.99平方メートル)
- (4) 北海道上川郡比布町中町2丁目371番地の79(529.85平方メートル)、同99(364.28平方メートル)、同147(369.66平方メートル)、同227(539.80平方メートル)、同247(39.32平方メートル)、同248(39.40平方メートル)、同249(39.91平方メートル)、同250(21.58平方メートル)所在のくるみ保育園敷地
 - 8筆(計1,943.8平方メートル)

- (5) 北海道上川郡比布町中町2丁目371番地227・同番地79所在の鉄骨・コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき・ステンレス鋼板ぶき平屋・一部二階建くるみ保育園園舎 1棟(1階917.32平方メートル・2階54.51平方メートルの合計971.83平方メートル)
- (6) 北海道上川郡比布町東町2丁目487番地の258所在の軽量鉄骨造防水シートぶき・亜鉛メッキ鋼板ぶき陸屋根平屋建 1棟(864.72平方メートル)
- (7) 北海道上川郡比布町西町4丁目2404番地18所在の木造ルーフィング ぶき2階建 くるみ保育園園舎 1棟(1階903.04平方メートル・2階23.18平方メートル)
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第36条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議 員会の承認を得て、北海道知事の承認を得なければならない。 ただし、次の各号に掲げる場合には、北海道知事の承認は必要としない。
 - (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合。
 - (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

- 第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
 - 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、 又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始前に、 理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。 2 前項の書類については、主たる事務所(及び従たる事務所)に、当該会計年 終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が 次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなけれ ばならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属 明細書
 - (6) 財産目録
 - 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類 については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告 し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間(、また、従たる事務所に3年間)備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所(及び従たる事務所に)に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の 放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければ ならない。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種 別)

- 第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳 を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう 支援することなどを目的として、次の事業を行う。
 - (1) 居宅介護支援事業所の設置経営
 - 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上 の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処理)

第37条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の 行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第 8 章 解 散

(解 散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、 評議員会の決議を得て、社会福祉法人に帰属する。

第 9 章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、北海道知事の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。

第 10 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人大悲会の掲示場に掲示するとともに、 官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立 後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行なうものとする。

理事長 崎 憲 之 宮 理事 藤 島之助 斎 大 平 一 雄 IJ IJ 宮 崎 光 中 根慶純 佐竹久幸 IJ 監事 星野豊松 小 出 茂 IJ

現行定款である 令和7年7月10日 社会福祉法人 大 悲 会 理事長 中 野 芳 宣